

冒険あそび倉庫規約

- 第1条〔目的〕 この会は
「自分の責任で自由に遊ぶ」ことの啓発普及
「自分の責任で自由に遊べる環境」をつくること
「子どもの自主的で自由な遊び」を見守り応援すること
を目的とする。
- 第2条〔名称〕 この会を冒険あそび倉庫とする。
- 第3条〔所在地〕 この会の事務局を和歌山大谷109-18に置く。
- 第4条（会員） この会の会員は「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを応援する18歳以上の者とする。
- 第5条（役員） この会に次の役員をおく。
- | | |
|------|----|
| 会長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 監事 | 1名 |
- 第6条（役員の任期） 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条（会長） 会長はこの会を代表して運営する。
事務局長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。
- 第8条（運営） 会は毎年1回会議を開催し、この会の重要事項について審議する。
議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第9条〔会費〕 会員は毎年1回1000円を負担する。ただし、財源に不足を生じている場合は臨時会費を徴収することが出来る。
- 第10条〔規約改正〕 この規則は会員の過半数の同意をもって改正することが出来る。

附則

この規約は平成17年10月1日から適用する。